

「緊急事態宣言下における府立学校の部活動について」  
(令和3年1月14日付け教保2334号)に関するQA

令和3年1月19日

Q1 ①『普段の練習においては、「生徒どうしが組み合わせることが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。』とあるが感染症対策を行えばこれらの活動は可能か。

A1 マスク等の感染症対策を行っていてもこれらの活動は不可です。

運動部については、上記の活動（試合形式の実践練習など集団で行う活動を含む）は避け、感染リスクの低い活動（個人でのランニングやシュート練習、十分な距離をあけて行うパス練習など）を行うことが考えられます。

特に、体育館等屋内で活動する運動部については、呼気が激しくならないような軽度の運動を十分距離を空けて行う（マスクの着用も考えられる）など、感染症への警戒度を高めるとともに、その場所のドアや窓を広く開けて常時換気を行い、生徒が手を触れる箇所を消毒するなど、感染拡大防止のための対策を徹底してください。

文化部についても、これまで「部活動に関する留意事項」でお伝えしているように、向かい合っただけの活動を避け、少人数で十分に換気を行うなど、感染拡大防止のための対策を徹底してください。また、合唱や演劇等において大きな発声を伴う活動は控えてください。

Q2 活動時間については、通常通りと考えてよいか。

A2 1日の活動時間については、「大阪府部活動の在り方に関する方針」において平日2時間程度、休日4時間程度と定められていますが、緊急事態宣言下であることから、活動内容等を精選し、短時間（平日1時間程度、休日2～3時間程度）での活動となるよう努めてください。また、休養日（部活動を行わない日）についても、「大阪府部活動の在り方に関する方針」の通り、ノークラブデーとして週当たり少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを厳守してください。さらに、各部の実情に応じて休養日を増やすことも考えられます。

Q3 ③「宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とする。」とあるが、府外で開催される公式な大会やコンクール等への参加についても適用されるのか。

A3 ④に記載の通り、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等に出場することは、府外であっても可能とします。ただし、主催者による感染症対策を確認し、主催者からの指示を厳守するとともに、学校においても十分な感染症対策を講じた上での参加としてください。

Q4 ⑤「事故防止等の観点から … 最小限にとどめること。」とあるが、どのようなことか。

A4 試合の中で、生徒どうしが組みあったり、身体接触を伴ったりする種目については強度の強いもの（ラグビーでのスクラムや柔道での投げ技など）も想定され、事故防止の観点から大会に向けた練習を行うことはやむを得ない場合があります。その場合であっても、練習相手を特定する、少人数で短時間で行う、密着するような練習を行う場合は部分練習として区切りながら行うなどの工夫をするとともに、必要最低限の活動にとどめてください。

Q5 ②「練習試合や合同練習については禁止とする。」とあるが、合同部活動も禁止ということか。

A5 校長間で協定を交わした合同部活動に関して活動は可能としますが、必要最小限にとどめてください。また、その場合であっても感染拡大防止のための対策を徹底してください。